

国住指第4531号の4  
平成29年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿  
日本建築士事務所協会連合会会長 殿  
日本建築家協会会長 殿  
日本建築構造技術者協会会長 殿  
日本建設業連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

建築指導課長

(印影印刷)

耐震改修を行った既存家屋に係る  
固定資産税の減額措置の適用期限の延長について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により耐震診断が義務付けられる建築物が耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置については、平成26年度に創設されたところである。

その適用期限については、従来、平成29年3月31日までの間に耐震改修を実施した場合とされていたところであるが、今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、適用期限を3年間延長し平成32年3月31日までとされた。適用期限以外の事項についての改正点はなく、既に別添参考のとおり平成26年4月9日付け国住指第61号において通知したところと変わりがないため、引き続き、これらの事項について十分留意いただき、適切な運用が図られるようご配慮願いたい。

貴職におかれては、貴団体会員に対してもこの旨周知方お願いする。

また、本通知については、関係省庁とも協議済みであることを念のため申し添える。